

青果物

2 農産物の安全

基準項目 2. 3 水の利用及び廃水管理

管理すべきポイント

2. 3. 2. 1 ため水洗浄及び再利用する水は衛生的か。

【適合基準】 2. 3. 2. 1

- ①容器に水を貯めて農産物を洗浄する場合は、水を掛け流している。
- ②農産物を洗う水をくり返し使う場合、その水をろ過・消毒し、pH や消毒剤の濃度を定期的に点検し、記録している。ろ過は、水中の固形物や浮遊物を効率的に取り除くもので、定期的に行っている。

【解説】 2. 3. 2. 1

ため水洗浄及び再利用する水の衛生管理に関する項目です。

容器に水をためて農産物を洗浄することがない場合は非該当です。

掛け流しとは、水を貯めて農産物を洗浄する場合、常に新しい水を加え、あふれた水はそのまま排出することです。常に新しい水を加えているのではなく、洗った後の汚れた水を再利用する場合はろ過・洗浄する必要があります。

取組の例としては次のようなものがあります。

掛け流しで洗浄する場合は、水をためる容器の洗浄頻度を決めて洗浄する。

排水を循環させて再利用する場合は、ろ過・消毒・殺菌処理を行うなど、汚染防止対策をする。消毒剤の濃度やpHの値の点検や、ろ過をどの程度の頻度で行うか決め、濃度やpHの記録用紙を用意し、記録する。フィルターを使う場合、流量が極端に低下する前に交換する。

【参考帳票例】

水質点検表

日時	pH	消毒剤濃度	フィルター交換

2 農産物の安全

基準項目 2. 3 水の利用及び廃水管理

管理すべきポイント

2. 3. 2. 2 養液栽培の場合、培養液の汚染防止対策をとっているか。

【適合基準】2. 3. 2. 2

養液栽培の培養液が汚染されないように対策を講じている。

【取組例・備考】

例えば、下記の対策を講じている。

- ・水供給設備の保守管理、清掃
- ・培養液の頻繁な取り替え
- ・培養液を再利用する場合は微生物的、化学的汚染を低減するための処理
- ・養液栽培用の資材や機器の衛生的な保管・取扱い(貯水タンクに蓋をする、作業者の手洗い等)
- ・栽培終了後など必要などきの洗浄、消毒
- ・水質検査を年1回以上行い、大腸菌不検出であることを確認している。

【解説】2. 3. 2. 2

養液栽培の水の安全性に関する項目です。養液栽培の場合、いったん汚染が広がると作物に与える影響が大きくなります。汚染を未然に防ぎ、安定した生産を継続できるようにします。栽培工程のリスク評価・対策で培養液の汚染に関するリスク評価と対策が確認できるようにします。対策の実施状況が作業記録などで確認できるようにします。

具体的な取り組みの手順は次のようなものがあります。

水供給設備を定期的に清掃し、専門業者によるメンテナンスを実施する。専門業者に汚れやすい箇所などの注意点を確認し、日頃からチェックする。養液栽培資材・機材を衛生的に取扱い、保管する。保管方法、取扱いのルールを定め、周知する。栽培終了後は設備を洗浄する。水質の管理に日頃から十分気をつけ、必要に応じて水質検査を行い、大腸菌不検出であることを確認する。問題があった場合は上記の対策を再確認し、専門業者と対応を検討する。水質検査は、リスク評価、対策の実施上で必要な場合に実施しましょう。



[養液資材の洗浄（定期的を実施）]

[出典：NPO法人 農業ヒューゲーション研究所「GAP取組支援データベース」]

青果物

2 農産物の安全

基準項目 2. 3 水の利用及び廃水管理

管理すべきポイント

2. 3. 4. 1 培養液の排液の量や排液中の肥料分を削減する工夫をしているか。

【適合基準】2. 3. 4. 1

養液栽培は、培養液の排液の量や排液中の肥料分を削減する工夫をしている。

【取組例・備考】

例えば、培養液管理を適切に行い極力排液しない工夫をしている。排液時にはできるだけ低濃度になるよう栽培中の作物に吸収させている。

【解説】2. 3. 4. 1

培養液の排液管理に関する項目です。

培養液の排液が多かったり排液中の肥料分が残ったりしていると環境汚染につながる可能性があります。

循環式などの場合、培養液を頻繁に取り替えると排液による環境汚染につながる可能性があります。取り替えは培養液の衛生と環境保全のバランスを考えて行いましょう。洗浄や衛生的な取扱いを徹底する、養分を極力植物に吸わせてから排出するなどの対策を考えます。

青果物

2 農産物の安全

基準項目 2. 1 1 農産物の取扱い

管理すべきポイント

2. 1 1. 3. 1 収穫及び農産物取扱い工程におけるリスク評価において、りんご、梨におけるパツリン（かび毒）汚染、生食用野菜における病原性大腸菌汚染を食品安全危害要因として抽出しているか。

【適合基準】2. 1 1. 3. 1

下記に該当する農産物・品目の場合は、下記の事項を必ず食品安全危害要因として抽出している。

- ①りんご、梨の収穫及び農産物取扱い工程におけるパツリン（かび毒）汚染
- ②生食用野菜の収穫及び農産物取扱い工程における病原性大腸菌汚染

【取組例・備考】（①や②の数字は適合基準に対応した番号）

- ①パツリンはカビ毒の一種であり、土に落下した果実への土の付着と傷口からの侵入が報告されているため、収穫時に注意が必要である。また、選果段階における腐敗果の選別の徹底、貯蔵中の温度管理に注意する。
- ②生食用野菜の場合、特に収穫後の堆肥との接触、不衛生な水、用便後の作業員の手洗い不足により汚染される可能性が高いため注意が必要である。

【解説】2. 1 1. 3. 1

農産物特有の食品安全危害要因の抽出に関する項目です。

農産物取扱い工程のリスク評価において、りんご、梨の場合はパツリン汚染を食品安全危害要因として抽出し、リスク評価、対策・手順・ルールを作成します。

生食用野菜の場合は、病原性大腸菌汚染を食品安全危害要因として抽出し、リスク評価、対策・手順・ルールを作成します。

リスク評価・対策作りにあたっては、取組例・備考欄の情報を参考にしてください。

【取組事項に関する法令・指針・参考ホームページ等】

■農林水産省ホームページ「食品のかび毒に関する情報」

https://www.maff.go.jp/j/syouan/seisaku/risk_analysis/priority/kabidoku/index.html

3 環境への配慮

基準項目 3. 4 生物多様性への配慮

管理すべきポイント

3. 4. 2 外来生物を適切に管理しているか。

【適合基準】3. 4. 2

- ①農業生産で使用する外来生物が生態系を乱さないような管理をしている。
- ②セイヨウオオマルハナバチの飼養は環境省の許可を得ている。

【取組例・備考】(①や②の数字は適合基準に対応した番号)

農業生産で使用する外来生物として例えば、導入天敵やマルハナバチがある。

- ①例えば、栽培施設のすべての開口部のネットでの被覆、使用後のハチの確実な殺処分の実施がある。

【解説】3. 4. 2

外来生物の管理に関する項目です。

外来生物とは、もともと日本にいなかった生物が、貿易などの人間の活動によって海外から入ってきた生物のことを指します。外来生物の中には従来の生態系を脅かすものもあり、生物多様性を損ねてしまいます。その外来生物の中でも特定外来生物は外来生物法によって、生態系、人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼすもの、又は及ぼすおそれがあるものの中から指定されています。

この特定外来生物は、下記のように規制されています。

- ・飼育、栽培、保管及び運搬の原則禁止
- ・輸入の原則禁止
- ・野外へ放つ、植える及びまくことの禁止

また、受粉に使うセイヨウオオマルハナバチはこの特定外来生物に指定されているため取扱いには注意が必要です。

外来生物法にもとづく飼養等の許可について

セイヨウオオマルハナバチの許可基準が 変わりました(2019年9月より適用)

※クロマルハナバチの利用が推奨される本州・四国・九州が対象です(奄美以南と島嶼部を除く)

▼ここが変わります

1. 許可の対象となる方が以下の方に限られます

①これまで許可を得て利用していた方が、継続して利用する場合
(許可の更新)

②これまで許可を得て利用していた方の親族等が、
土地や施設とともに利用を引き継ぐ場合

新たに利用を
始めることは
できません!

2. 規模拡大には、理由書等の添付が必要になります

これまでよりも飼養数(巣箱の数)を増やすことを希望する場合は、
飼養等許可更新時に
「飼養数を増やさなければならない理由」
「すぐにクロマルハナバチに転換ができない理由」
を記した理由書とクロマルハナバチへの転換に向けた計画書の添付が必要になります。

3. 2022年4月からは、 規模拡大も認められなくなります

既存の許可の更新や引き継ぐ場合も飼養数の増加は認められません。
さらに、将来的には、許可の範囲がさらに限定される可能性がありますので、
クロマルハナバチへの計画的な転換をお願いします。

外来生物法について、ご不明の点は、管轄の環境省地方環境事務所にお問い合わせください。

<p>〈お問い合わせ先〉</p> <p>北海道地方環境事務所 011-299-1950</p> <p>釧路自然環境事務所 0154-32-7500</p> <p>東北地方環境事務所 022-722-2876</p>	<p>関東地方環境事務所 048-600-0817</p> <p>中部地方環境事務所 052-955-2139</p> <p>信越自然環境事務所 026-231-6573</p> <p>近畿地方環境事務所 06-4792-0706</p>	<p>中国四国地方環境事務所 086-223-1561</p> <p>四国事務所 087-811-7240</p> <p>九州地方環境事務所 096-322-2413</p> <p>沖縄奄美自然環境事務所 098-836-6400</p>	
---	---	---	--

2019年6月環境省

出典:環境省ホームページ <https://www.env.go.jp/nature/intro/2outline/attention/seiyou.html>

「セイヨウオオマルハナバチの許可基準変わりました(2019年9月より適用)」パンフレットより抜粋